

改正

昭和63年11月 1 日通達第12号

平成 6 年 4 月 1 日通達第12号

平成21年 4 月14日告示第35— 2 号

平成22年 8 月 5 日告示第62号

入札事務取扱要領

入札執行事務の適正かつ円滑な処理を図るため、事務取扱いを次のように定める。

記

(入札回数)

- 1 同一の建設工事、建設業関連業務、物品購入及び役務提供の入札回数は、2回を限度とする。
(随意契約)
- 2 2回目の入札を行った結果、落札者がいない場合において、最低価格と予定価格との差額が、予定価格の概ね5%以下であり、かつ、入札執行者が随意契約は可能であると認めたときは、その手続きに移行できる。
 - 2) 前号の随意契約の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 最低価格と予定価格との差額が概ね5%以下である者が複数あるときは、最低価格の入札者及びその次に近い価格の入札者から見積書を徴し、その見積額が予定価格以下の場合は、そのうちの低い価格の者と契約を締結することができる。
 - (2) 最低価格と予定価格との差額が概ね5%以下である者が単数であるときは、その者から見積書を徴し、その見積額が予定価格以下の場合は、契約を締結することができる。
 - 3) 前号の見積書を徴する回数は、2回を限度とする。

(設計内容等の変更)

- 3 入札開始後、設計内容の誤謬を発見したことにより、金額、内容、工法等を変更した場合は、指名替えを行わないで、改めて5日以内に入札を行うものとする。

(入札参加の辞退)

- 4 入札参加を指名された者が入札参加を辞退した場合の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 入札に参加しようとする者が2人に達しない場合には、当該入札の執行を取りやめるものとする。

(2) 入札に参加しようとする者が2人以上の場合には、当該入札を執行するものとする。

2) 入札書を提出した者が2人に達しない場合には、当該入札は行わなかったものとする。この場合、その入札書は開封しないで返却するものとする。(電子入札にする場合においては開札しない。)

(指名替え)

5 次に掲げる場合には、改めて競争入札参加者選考委員会に諮り、指名替えを行うものとする。

(1) 上記2において、入札執行者が随意契約の手続きに移行しないものとした場合

(2) 第2項第2号に該当する者が見積書を提出しない場合

(3) 第2項第2号に該当する者から見積書を徴した結果、見積額が予定価格に達しなかった場合

(4) 入札に際して入札に参加しようとする者がいなかった場合

(追加指名)

6 入札に参加しようとする者又は入札書を提出した者が2人に達しないため入札を不執行とした場合は、改めて競争入札参加者選考委員会に諮り、追加指名を行うものとする。

附 則 (平成22年8月5日告示第62号)

この告示は、公示の日から施行する。